1. 責任ある投融資等に関する方針の概要

(1) 環境への取り組み方針*

- 〈みずほ〉は環境への取り組みが機会とリスクになり得ることを認識し、気候変動問題への対応や低炭素社会の構築、資源循環型社会の形成、生物多様性の保全等に、予防的アプローチの視点も踏まえ、自主的・積極的に行動します。
- 多様なステークホルダーとの適切な連携・協働に努めます。
- 積極的に情報開示するとともに、社会と密にコミュニケーションします。
- 主な取り組み内容
 - ✓ グローバルな金融グループとしての知見を活かし、社会の環境への配慮を促進する金融 商品・サービスを開発・提供します。
 - ✓ 自らの事業活動における省資源・省エネルギー、廃棄物管理に取り組みます。
 - ✓ お客さま、仕入先、競争会社、地域社会、行政等、多様なステークホルダーとの連携や 協働と事業活動を通じたバリューチェーンに働きかけます。

(2) 人権方針*

- 〈みずほ〉の事業活動が人権に対して影響を及ぼす可能性があることを認識しており、国際的に認められた人権を尊重して行動することを約束します。
- 〈みずほ〉は、事業活動が与え得る人権への負の影響を防止または軽減するために適切な デューデリジェンスを行うよう努めるとともに、継続して既存の手続に人権の視点を組み 込んでいきます。
- 全社員の尊厳と基本的人権を尊重し、お客さまや事業が人権に負の影響を及ぼす可能性があることを認識するとともに、サプライヤーに同等の人権の尊重を促すよう努めます。
- 〈みずほ〉は人権に関する取り組みの進捗状況を開示するとともに、ステークホルダーとのエンゲージメントを重視し、透明性の確保と責任ある対応に努めます。

(3) 特定セクターに対する取り組み方針

① 本方針の考え方

- 企業には社会の持続可能な発展への貢献が期待されており、企業の決定や事業活動が社会 および環境に及ぼす影響に対し、ステークホルダーの期待に配慮し、国際規範と整合した 透明かつ倫理的な行動が求められています。
- 〈みずほ〉は、社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、様々なステークホルダーの 期待を踏まえて、活動基盤である社会との関わりにおいて責任を充分に果たす企業行動を 実践し、社会・経済の持続的な発展と社会的課題の解決に貢献していきます。
- 社会的課題に対して適切な対応を行っている企業への資金提供や資金調達支援などの金融 サービスの提供を行うことは、〈みずほ〉の社会的責任と公共的使命を果たすことに繋が る一方で、環境・人権課題等の社会的課題を抱え、ステークホルダーの期待に配慮した適 切な対応を行わない企業と取引することのリスクを認識します。
- 本方針において、取引を通じて環境・社会に対する負の影響を助長する可能性が高い業種 (兵器、石炭火力発電、パームオイル、木材等)に関し、認識すべき環境・社会リスク等 を明示します。

② 対象業務と運営方法

■ 資金提供・資金調達支援業務等において、リスクの低減・回避に向け取引先の対応状況を確認するなど、各々の業務特性を踏まえた対応を実施の上、取引を判断します。

*詳細はウェブサイトご参照

環境への取り組み方針 https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/environment/policy/index.html 人権方針 https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/human/respect/index.html

2. 責任ある投融資等に関する具体的な対応

(1) 取引判断における対応

〈みずほ〉は、環境・社会影響の深刻さ・大きさを踏まえ、気候変動・生物多様性・人権(コミュニティ影響・先住民の権利・労働者の問題等)の観点から、「特定セクターに対する取り組み方針」や資金提供・資金調達支援業務等に関する各種規程等に基づき、慎重に取引を判断することで、環境・社会への負の影響を低減・回避するよう努めます。

① 禁止する主たる取引

〈みずほ〉では、公共性や社会的正義、人道上の観点から、以下のような問題のある 取引を行いません。

- 反社会的勢力等が関係する先や、これらの組織が関係する取引に対する投融資等
- 法令やルールに違反する事業を営む先や、違法・脱法行為に対する与信
- 公序良俗に反する事業や倫理的に問題のある事業など、社会的な規範を逸脱する、あるいは社会的な批判を受ける懸念が強い事業活動を行う先に対する与信
- クラスター弾の製造を行う企業への投融資等

② 特に留意する主たる取引

〈みずほ〉では、特に環境・社会に対し負の影響を及ぼす可能性の高さという観点から、例えば以下のようなセクター等との取引においては、国際的な基準等を参考に、 認証制度の取得状況や地域社会とのトラブルの有無等、取引先の対応状況を確認した 上で取引判断を行います。

● 兵器

戦争・紛争における殺傷・破壊を目的とする兵器の製造を資金使途とする投融資 等は回避します。

● 石炭火力発電

気候変動は、さまざまな経済・社会的課題とも密接に結びついており、中長期的な視点での対応が必要な重要課題であると認識しています。〈みずほ〉は、総合金融グループとして、お客さま等のステークホルダーとの対話やコンサルティング機能を発揮し、脱炭素社会への移行に向けて気候変動への対応に積極的に取り組みます。また、これらの取り組みにあたっては、各国におけるエネルギーの安定供給確保の観点を踏まえて進めていきます。

石炭火力発電は、他の発電方式対比温室効果ガス排出量が多く、硫黄酸化物・窒素酸化物等の有害物質を放出する等、気候変動や大気汚染への懸念が高まるリスクを内包しています。

こうした点を踏まえ、石炭火力発電の新規建設を資金使途とする投融資等については、国際的なガイドライン(OECD 公的輸出信用ガイドラインなど)、導入国のエネルギー政策・気候変動対策、日本のエネルギー政策や法規制と整合する場合に限り対応します。その上で、原則、世界最新鋭である超々臨界圧及び、それ以上の高効率の案件に限定します。(ただし、運用開始日以前に支援意思表明済みの案件は除きます。)

● パームオイル、木材

パームオイルや木材は人々の暮らしや社会の維持に欠かせない重要な原料である 一方で、生産過程で先住民の権利侵害や児童労働等の人権課題、天然林の伐採・ 焼き払いや生物多様性の毀損などの環境問題がおこりうることを認識していま す。〈みずほ〉は、それらの人権侵害や環境破壊への加担を避けるため、持続可 能なパーム油の国際認証・現地認証や、国際的な森林認証制度の取得状況、先住 民や地域社会とのトラブルの有無等に十分に注意を払い取引判断を行います。

(2) ガバナンス

〈みずほ〉は、「特定セクターに対する取り組み方針」について、対象となるセクターや業務についての適切性・十分性、案件対応状況について、経営会議や経営政策委員会等で定期的にレビューを実施し、方針の見直しと運営の高度化を図ります。

(3) 教育・研修

〈みずほ〉は、役職員が環境・人権課題に対する理解を深めるための啓発・研修や、 役職員が関連する規程や手続きを遵守するため教育研修・周知徹底に取り組みます。

(4) ステークホルダー・コミュニケーション

〈みずほ〉は、本件取り組みにおいては、多様なステークホルダーと連携・協働と 事業活動を通じたバリューチェーンへの働きかけを行うとともに、ステークホルダーとの対話を重視し、責任ある投融資等への取り組みが社会の常識と期待に沿うものとなるように努めます。